

平成 28 年 1 月 5 日

居宅部会の皆様、明けましておめでとうございます。

本年も、よろしくお願いいたします。

さて、昨年末にマイナンバー制度の件で更新申請など 1 月からの申請については、稲垣会長からもメールの配信があったと思いますが、一先ずは 3 月までマイナンバーを申請書に記載しない暫定的な対応となりました。

1/14 に介護保険課の方から、今後の対応について説明が有ります。ちなみに、私自身、2 月に更新申請する担当の方の準備をしようとした時に

「1 月はこれまでの書式でだせたけど、2 月もこの書式でいいの？」と疑問に思い、市役所に電話してみました。

マイナンバーの欄が入った書式は、もうすぐできるそうなのですが「3 月までは、現在の書式で申請しても良い」とのことでした。

余計な、メールと思いますが、みなさんよろしくお願いいたします。

居宅部会：原田より。